

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	36
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	38
○ 名古屋市南陽プール及び名古屋市黒川スポーツトレーニング センターの利用料金の公告	(教育・スポーツ振興課)	39
○ 瑞穂運動場、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市緑 スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋 市名東スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名 古屋市昭和スポーツセンター、名古屋市鳴海プール、名古屋 市香流橋プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田北プ ール、名古屋市志段味スポーツランド及び名古屋市名城庭球 場の利用料金の公告	(教育・スポーツ振興課)	42
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	60

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 9号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「平成30年 2月28日」を「平成31年 2月28日」に改める。

附則第 5条中「平成30年 3月」を「平成31年 3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 104号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成30年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区萩岡町 1番の一部（詳細は、別紙のとおり）

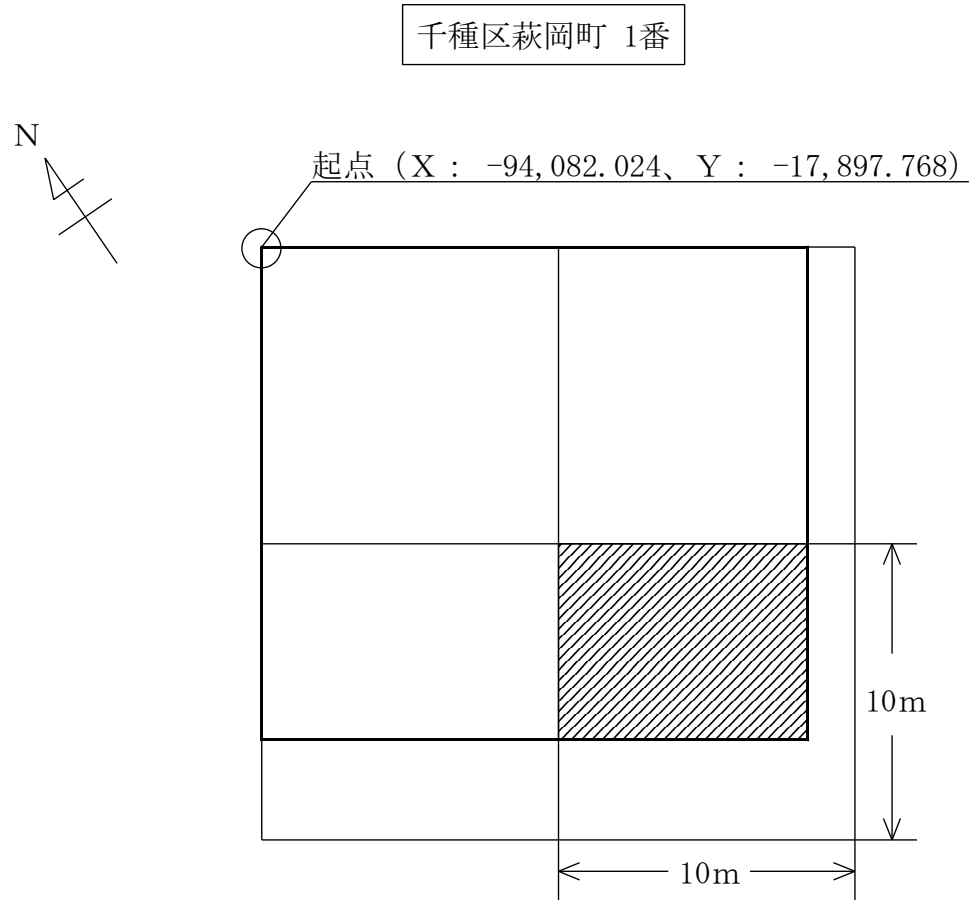
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ポリ塩化ビフェニル

3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
-  : 拡散防止管理区域 (ポリ塩化ビフェニル (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 105号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

平成30年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市昭和区緑町 3丁目13番の一部、15番の一部、17番の一部、19番の一部、21番の一部及び23番の一部（詳細は、別紙 1のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

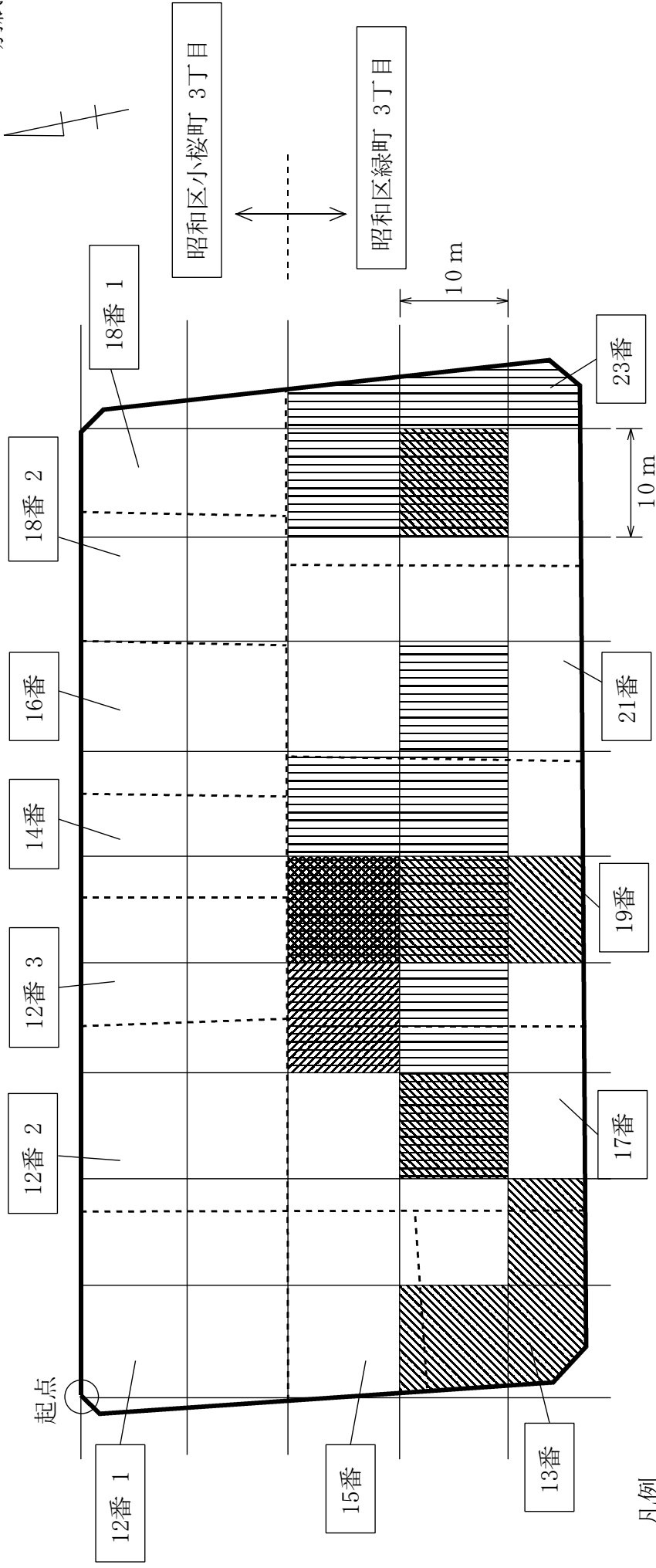
名古屋市昭和区小桜町 3丁目12番 2の一部、12番 3の一部、14番の一部及び16番の一部並びに緑町 3丁目13番の一部、17番の一部、19番の一部、

21番の一部及び23番の一部（詳細は、別紙 2のとおり）

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

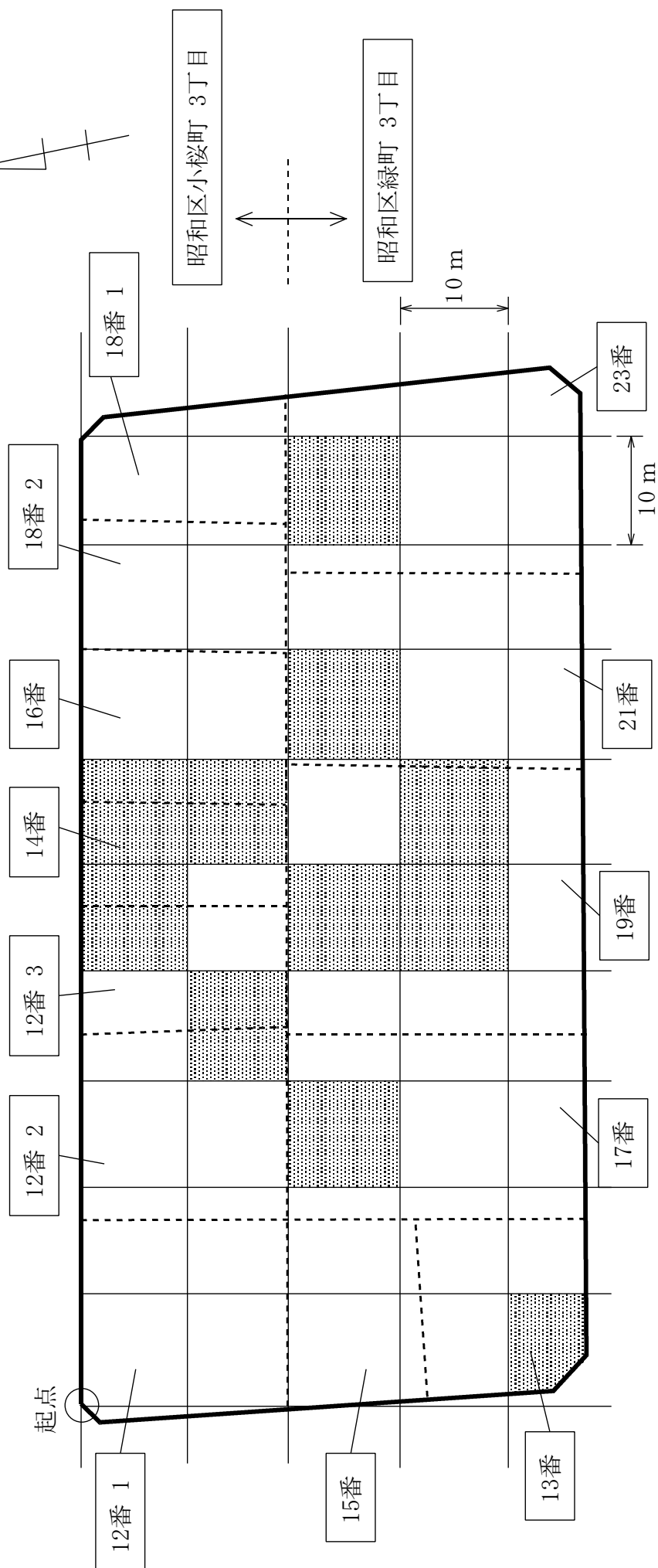
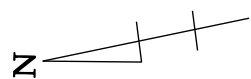
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 拡散防止管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- ▩ : 拡散防止管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 、砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- ▧ : 拡散防止管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- ▦ : 拡散防止管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
- ▥ : 拡散防止管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



凡例

□ : 調査対象地

----- : 筆の境界

■ : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 106号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成30年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市土原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市天白区土原一丁目 223番地
- 3 設立認可の年月日
平成21年 4月24日
- 4 変更の内容
名古屋市天白区土原一丁目の一部を施行地区から除外する。
事業施行期間を平成32年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
平成30年 2月26日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 107号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

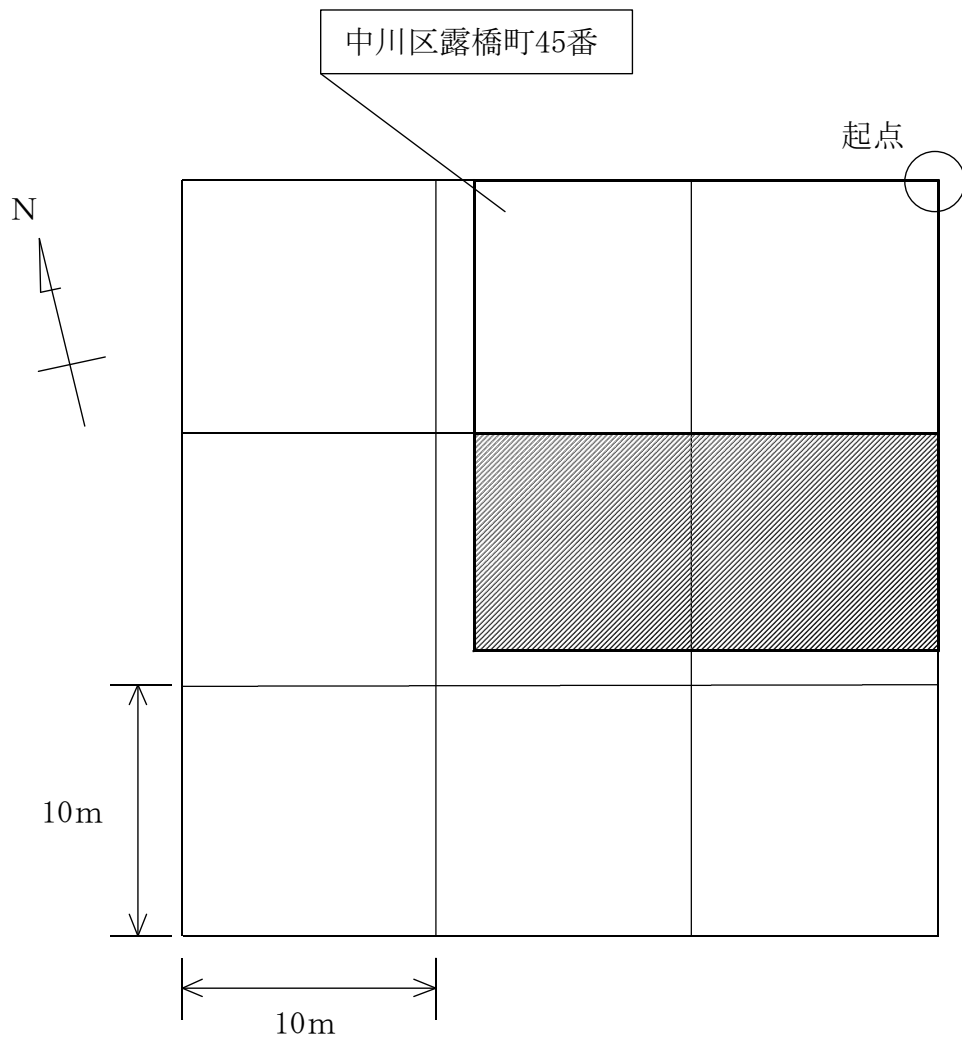
1 指定する区域

名古屋市中川区露橋町45番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地（筆の全部）



：形質変更時要届出区域（六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 108号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 824号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壤溶出量基準）

水銀及びその化合物（土壤溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

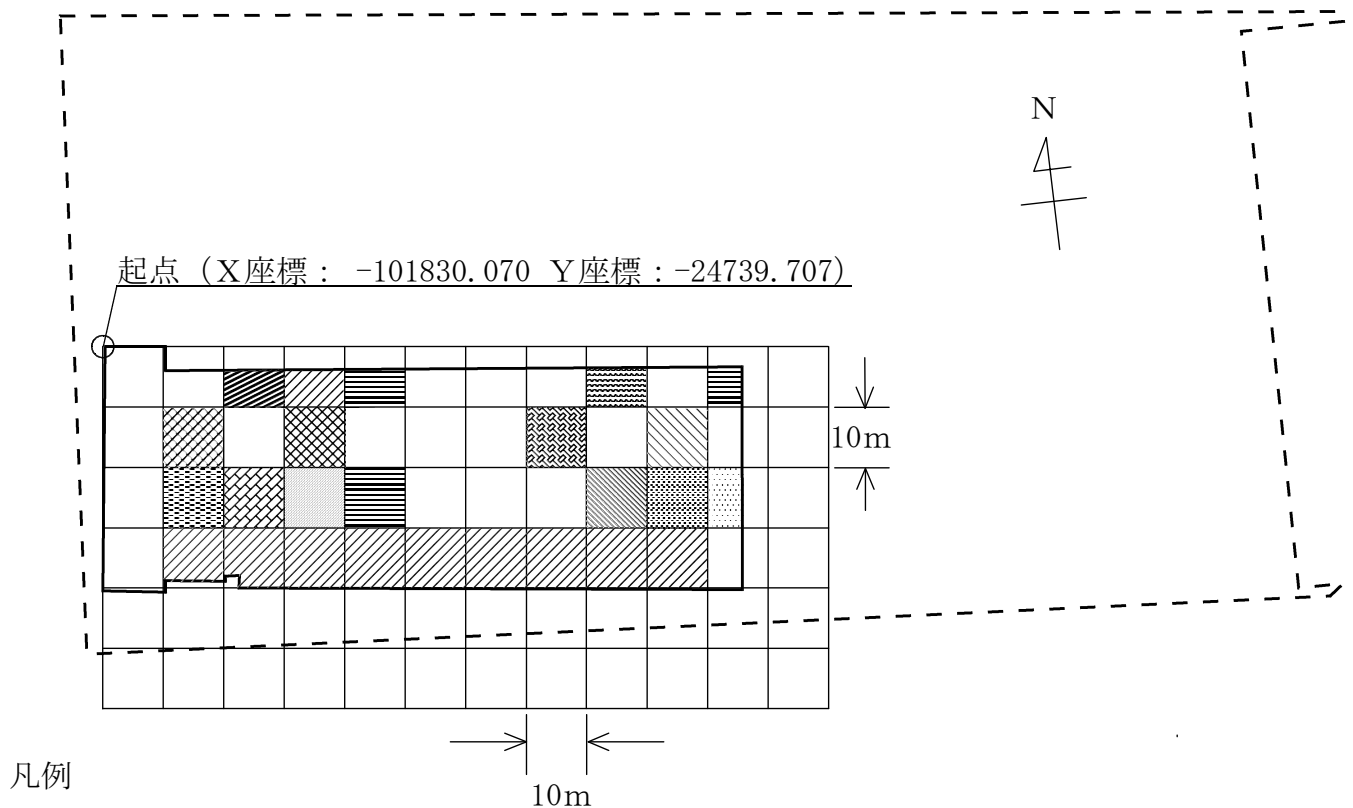
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区昭和町14番28



凡例



: 調査対象地



: 筆の境界



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合)、水銀及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合) 並びに鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合)、水銀及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合) 並びに砒素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合) 並びに砒素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合) 並びに鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (水銀及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域を解除する区域 (水銀及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合) 並びに鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（水銀及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（水銀及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 109号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 2月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年 1月31日 28指令住開指第 198号	名古屋市緑区乗鞍三丁目 158番外 4筆	名古屋市緑区乗鞍三丁目 164番地 深川末三
平成25年 4月11日 25指令住開指第 7号	（第 5工区） 名古屋市千種区徳川山 町 4丁目 1番 1外 1筆	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号 愛知県病院事業庁長 木下 平
平成29年11月20日 29指令住開指第 176号	名古屋市緑区浦里四丁目 204番外 1筆	東京都西東京市芝久保町 四丁目26番 3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

平成27年 5月28日 27指令住開指第41号	(第 4工区) 名古屋市港区港明二丁目 501番 9	名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦瓦斯株式会社 代表取締役 富成義郎 名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦不動産株式会社 代表取締役 佐合芳治
平成28年 6月10日 28指令住開指第40号	名古屋市中村区名駅南二丁目 324番外 2筆	東京都大田区新蒲田 1丁目 7番 4号 株式会社東横イン 代表執行役 黒田麻衣子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 110 号

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定の一部改正について

平成21年名古屋市告示第57号（建築物に関する中間検査の特定工程等の指定）の一部を次のように改正します。

平成30年 2 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 項中「平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで」を「平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで」に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市告示第 111号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

戸部下北公園	南区戸部下一丁目	図面南77の区域	平成28年 4月 1日
--------	----------	----------	-------------

」

を

「

戸部下北公園	南区戸部下一丁目	図面南77の区域	平成28年 4月 1日
大堀公園	南区大堀町	図面南78の区域	平成30年 3月 8日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 3月 8日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 112号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・4・50号 豊山水分橋線	名古屋市北区 如意三丁目	名古屋市北区 楠味鋤五丁目	名古屋市北区 三軒町
3・2・53号 東志賀町線	名古屋市北区 東味鋤一丁目	名古屋市中村区 名駅二丁目	名古屋市北区 黒川本通 1丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 113号

指定金融機関の指定

昭和39年名古屋市告示第54号（指定金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

「 1 株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「 1 株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 114号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 115号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 116号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 117号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 118号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

図面 1を次のように改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課



尾
張
旭
市

凡例

風致地区界



名古屋市風致地区内建築等規制条例
別表第 1の規定により、市長が規定する区域



0 500 1000m



名古屋市告示第 119号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

2・2・612号 折戸公園 名古屋市昭和区折戸町 3丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 120号

名古屋都市計画緑地の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画緑地を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第 5号 水分橋緑地 名古屋市北区楠町大字味鋤字井之元、字落合、字天道、字堂ノ前、字名栗、字生棚、字政所、字南合戸、字南中田、字南山及び字冥加、米が瀬町、成願寺町字北野、字北ボウジ、字申松、字寺西、字西浦、字八反田及び字米ヶ瀬並びに安井町字河野及び字薬師浦

名古屋市守山区大字瀬古字川西及び川西一丁目

第13号 天神橋緑地 名古屋市北区上飯田町字北山及び字古川、辻町字古新田並びに安井町字薬師浦

名古屋市守山区瀬古一丁目、瀬古東一丁目及び矢田町字寺西

第24号 勝川橋緑地 名古屋市北区楠町大字味鋤字外畑及び字南山、東味鋤一丁目、東味鋤二丁目並びに東味鋤三丁目

名古屋市守山区大字瀬古字川西、字赤目、字味鋤前、
字十五、字高坪及び字元杵

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 121号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 太鼓ヶ根地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根、笹ヶ根一丁目及び鼓が丘一丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 122号

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の 5第 1項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をしました。

その関係図書を名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定計画提出者

三井不動産株式会社

2 認定をした日

平成30年 3月 2日

3 認定の有効期間

平成30年 3月 5日から平成50年 2月28日まで

4 公募対象公園施設の場所

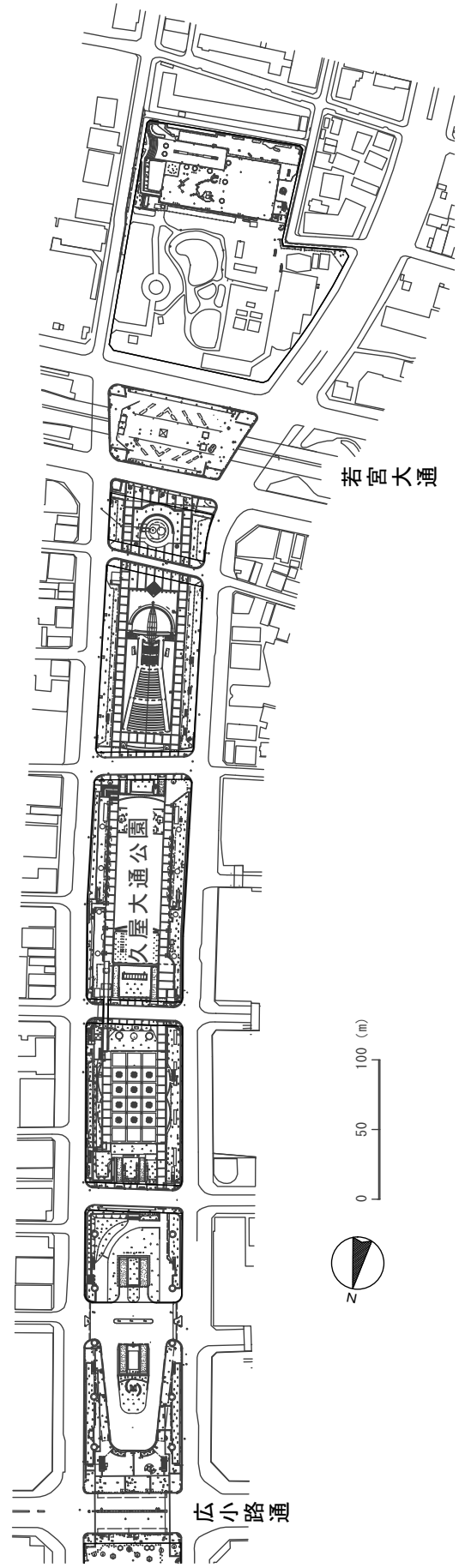
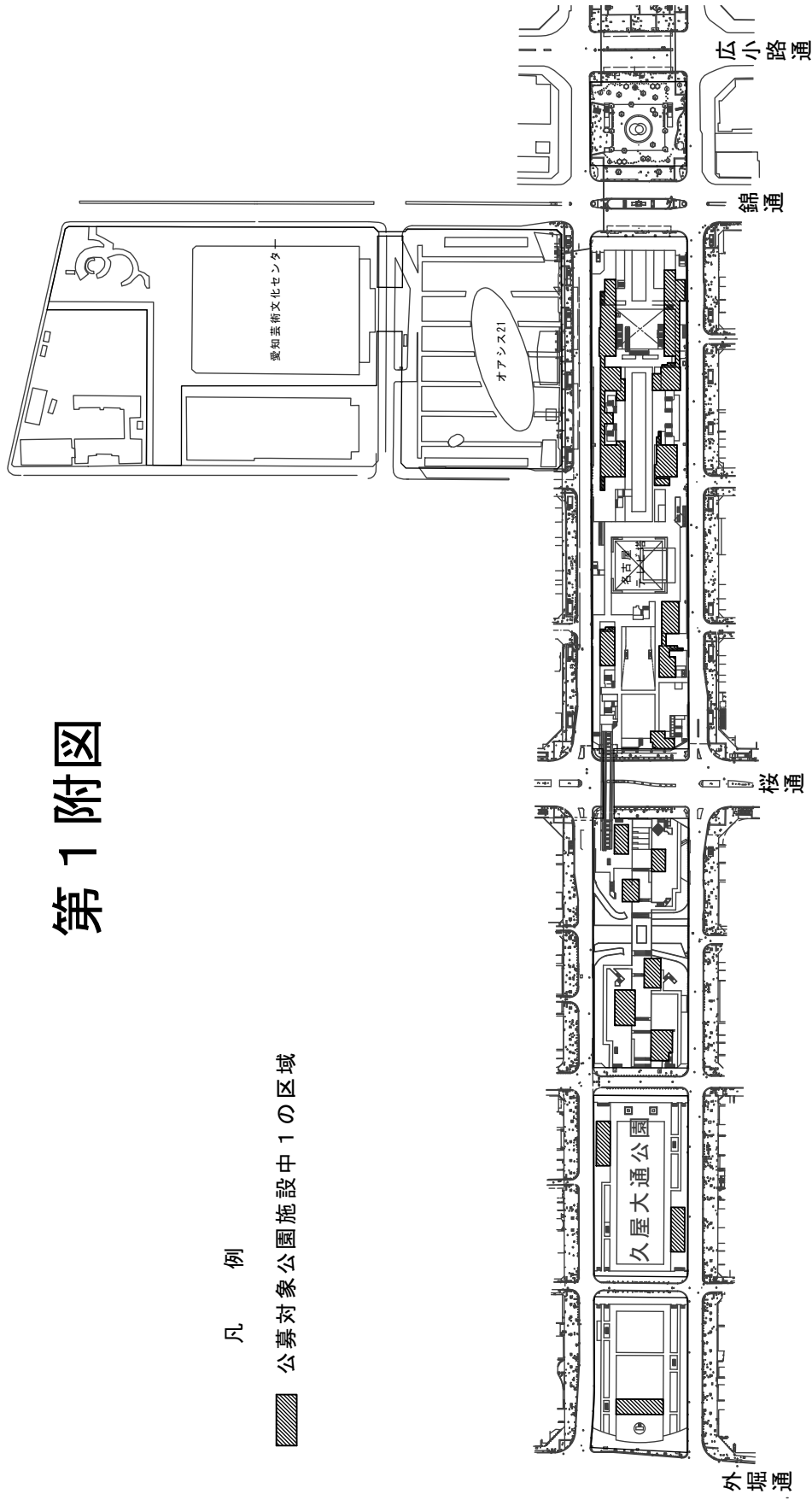
公園名	公園の位置	指定する区域	備考
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目	公募対象公園施設中 1の区域	第 1附図

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

第1 附図

凡 例

■ 公募対象公園施設中1の区域



大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラザー港ＳＣビル

名古屋市港区港明一丁目10番28号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分 (年60日午前 9 時00分)	午前 9時00分	午後 9時00分 (年60日午後10 時00分)	午前 2時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物 3階駐車場①— 1	午前 9時30分から 午後 9時30分まで (年60日午前 8時30 分から午後10時30分 まで)	午前 8時30分から 午前 2時30分まで
建物 4階駐車場①— 2		
建物屋上階駐車場①— 3		
建物西側平面駐車場①— 4		
建物南側平面駐車場①— 5		

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	変更なし
出口	3箇所	変更なし
計	6箇所	変更なし

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 3月 8日

4 変更しようとする理由

- (1) 上記2(1)及び2(2)については、営業計画変更のため
- (2) 上記2(3)については、道路拡幅及び駐車場利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 2月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月28日から同年 6月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成30年 2月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1136号	(株)レクト	名古屋市中区新栄一丁目31番15号	名古屋市熱田区八番一丁目 4番11号	平成30年 1月22日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市南陽プール及び名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの利用料金の公告

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第6条第3項及び名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第3項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに適用される名古屋市南陽プール及び名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成30年 3月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

別表第1 名古屋市南陽プール

(1) 専用使用施設

(単位:円)

（単位：円）

施設区分		利 用 料 金 の 額								
		2時間	午前		午後1		午後2		夜間	
			9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時	
軽運動室	卓球に使用する場合(コート1面につき)		300		300		300		350	
	その他の場合(全面)		1,300		1,300		1,300		1,600	
屋内プール		13,000								
会議室			1,100		1,100		1,100		1,200	
備考										
1 軽運動室にあっては、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。										
2 入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2(屋内プールを使用する場合にあっては、2.5)を乗じて得た額とする。										

(2) 個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
プール(※)	大 人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小 人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
トレーニング室(※)	大 人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小 人	100	5回分 400	800	6,400
備考					
この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。					
※ プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第2 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター

(1) 専用使用施設

(単位:円)

施設区分		利 用 料 金 の 額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
軽運動室	卓球に使用する場合(コート1面につき)	300	300	300	400
	その他の場合(全面)	2,100	2,100	2,100	2,400
備考 軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。					

(2) 個人使用施設

(単位:円)

（単位：円）

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
トレーニング室 (※)	大 人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小 人	100	5回分 400	800	6,400
浴室サウナ室		400	11回分 4,000		
			25回分 8,000		

備考

この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

※ トレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。

瑞穂運動場、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター、名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田北プール、名古屋市志段味スポーツランド及び名古屋市名城庭球場の利用料金の公告

名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第4条第3項、名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第3項、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第6条第3項、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第3項及び名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第4条第3項）第3条第3項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに適用される瑞穂運動場、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター、名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市山田西プール、名古屋市富田北プール、名古屋市志段味スポーツランド及び名古屋市名城庭球場の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成30年 3月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

別表第1 陸上競技場等専用使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～20時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後
陸上競技場	全部を使用する場合	51,000	51,000	102,000	64,000	7,300	7,300	10,700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	76,500	76,500	153,000	96,000	10,950	10,950	16,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	102,000	102,000	204,000	128,000	14,600	14,600	21,400
	観覧席を使用しない場合	25,500	25,500	51,000	32,000	3,650	3,650	5,350
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	38,250	38,250	76,500	48,000	5,475	5,475	8,025
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	51,000	51,000	102,000	64,000	7,300	7,300	10,700
	附属設備会議室	1回 2,300						
北陸上競技場		23,000	23,000	46,000	適用なし	3,300	3,300	3,300
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	34,500	34,500	69,000	適用なし	4,950	4,950	4,950
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	46,000	46,000	92,000	適用なし	6,600	6,600	6,600
田辺陸上競技場		3,400	3,400	6,800	適用なし	500	500	500
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	5,100	5,100	10,200	適用なし	750	750	750
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	6,800	6,800	13,600	適用なし	1,000	1,000	1,000
レクリエーション広場		4,600	4,600	9,200	適用なし	700	700	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	6,900	6,900	13,800	適用なし	1,050	1,050	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	9,200	9,200	18,400	適用なし	1,400	1,400	1,400

施設区分	使用区分	利用料金額						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～20時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後
ラグビー場	全部を使用する場合	40,000	40,000	80,000	50,000	5,800	5,800	8,400
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	60,000	60,000	120,000	75,000	8,700	8,700	12,600
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	80,000	80,000	160,000	100,000	11,600	11,600	16,800
	観覧席を使用しない場合	20,000	20,000	40,000	25,000	2,900	2,900	4,200
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	30,000	30,000	60,000	37,500	4,350	4,350	6,300
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	40,000	40,000	80,000	50,000	5,800	5,800	8,400
	附属設備大会議室	1回 2,700						
	附属設備小会議室(1室につき)	1回 2,300						
	附属設備入浴場	1回 4,600						
ラグビー練習場		2,300	2,300	4,600	適用なし	400	400	400
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	3,450	3,450	6,900	適用なし	600	600	600
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	4,600	4,600	9,200	適用なし	800	800	800
相撲場		5,700	5,700	11,400	適用なし	900	900	900
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	8,550	8,550	17,100	適用なし	1,350	1,350	1,350
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	11,400	11,400	22,800	適用なし	1,800	1,800	1,800

別表第2 野球場

(単位:円)

施設区分	使用区分	利用料金額						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～16時30分	17時30分～21時30分	供用時間前	供用時間内	供用時間後
野球場	全部を使用する場合	23,000	23,000	46,000	28,000	3,300	3,300	3,500
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	34,500	34,500	69,000	42,000	4,950	4,950	5,250
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	46,000	46,000	92,000	56,000	6,600	6,600	7,000
	観覧席を使用しない場合	11,500	11,500	23,000	14,000	1,650	1,650	1,750
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	17,250	17,250	34,500	21,000	2,475	2,475	2,625
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	23,000	23,000	46,000	28,000	3,300	3,300	3,500
	附属設備会議室(1室につき)	1回 2,300						
	備考	野球場を夜間に使用する場合であってその使用する時間が夜間の使用時間の始期又は終期を含めて2分の1以内であるときは、その利用料金の額は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。						

別表第3 弓道場・アーチェリー場

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額						
		午前	午後	午前午後	夜間	延長料金(30分当たり)		
		9時～12時 30分	13時～16 時30分	9時～16時 30分	17時～21 時	供用時間前	供用時間内	供用時間後
弓道場		3,100	3,100	6,200	5,200	500	500	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が 500円を超え1,000円以下の場合)	4,650	4,650	9,300	7,800	750	750	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が 1,000円を超える場合)又は営利を目的 とし、入場料等を徴収する場合	6,200	6,200	12,400	10,400	1,000	1,000	1,400
アーチェ リー場		3,100	3,100	6,200	5,200	500	500	700
	入場料等を徴収する場合(最高額が 500円を超え1,000円以下の場合)	4,650	4,650	9,300	7,800	750	750	1,050
	入場料等を徴収する場合(最高額が 1,000円を超える場合)又は営利を目的 とし、入場料等を徴収する場合	6,200	6,200	12,400	10,400	1,000	1,000	1,400

別表第4 テニスコート・プール

(単位:円)

施設 区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額	
		2時間	1時間単位
テニスコート (1面につき)		1,000	500
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	1,500	750
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	2,000	1,000 (入場料等を徴収する場合)
	附属設備会議室	1回 1,300	
プー ル	練習プール	12,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合(最高額が500円を超え1,000円以下の場合)	18,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合(最高額が1,000円を超える場合)又は営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	24,000	適用なし
	屋内プール	13,000	適用なし
	入場料等を徴収する場合	32,500	適用なし
	営利を目的とし、入場料等を徴収する場合	26,000	適用なし

別表第5 北陸上競技場等個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
北陸上競技場	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
弓道場	大人	午前	11回分 2,000		
		午後			
		夜間	11回分 3,000		
	小人	午前	11回分 1,000		
		午後			
		夜間	11回分 1,000		
アーチェリー場	大人	午前	11回分 2,000		
		午後			
		夜間	11回分 3,000		
	小人	午前	11回分 1,000		
		午後			
		夜間	11回分 1,000		
プール	練習プール (※)	大人	300	11回分 3,000	
		小人	100	11回分 1,000	
	屋内プール (※)	大人	500	11回分 5,000	4,000
				25回分 10,000	
		小人	200	11回分 2,000	2,000
				25回分 4,000	
トレーニング室 (※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
宿泊研修室	大人			1泊	1,600
	小人			1泊	800
駐車場	大型自動車 (1台につき)	2,000			
	普通自動車 (1台につき)	500	11回分 5,000		
			25回分 10,000		
			50回分 15,000		

備考

1 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。

2 この表中、「午前」は9時～12時30分、「午後」は13時～16時30分、「夜間」は17時～21時の間の使用とする。

3 宿泊研修室の1泊とは、午前9時から翌日の午前9時までの使用をいう。

※ 屋内プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)並びに練習プールの回数券については、当該施設に限り使用できる券を指す。

別表第6 瑞穂運動場附属設備

(単位:円)

附属設備の種類又は品目	備付け場所	使用区分	利 用 料 金 の 額
陸上競技器具	陸上競技場		15,000
	北陸上競技場		15,000
拡声器	陸上競技場		9,000
	北陸上競技場		9,000
	ラグビー場		9,000
	野球場		9,000
	テニスコート		2,500
大型映像装置	陸上競技場	静止画像の表示のみに使用する場合(陸上競技場の撮影設備を使用する場合を除く。)	12,000
		広告の表示に使用する場合	72,000
		その他の場合	70,000
		広告の表示に使用する場合	350,000
	ラグビー場	静止画像の表示のみに使用する場合(ラグビー場の撮影設備を使用する場合を除く。)	12,000
		広告の表示に使用する場合	42,000
		その他の場合	70,000
		広告の表示に使用する場合	115,000
電光表示装置	北陸上競技場		12,000
		広告の表示に使用する場合	42,000
スコアボード	野球場		12,000
		得点及び判定の表示のみに使用する場合	4,000

別表第7 名古屋市枇杷島・緑・中村・名東・中・昭和スポーツセンター専用使用施設

(単位:円)

施設 区分				利 用 料 金 の 額										
				2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
					9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
					平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
第1競技場 (枇杷島・緑・中村・名東スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		8,900	9,790	8,900	9,790	8,900	9,790	12,900	14,190	2,200	2,420	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		17,800	19,580	17,800	19,580	17,800	19,580	25,800	28,380	4,400	4,840	
		その他の場合		44,500	48,950	44,500	48,950	44,500	48,950	64,500	70,950	11,000	12,100	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		89,000	97,900	89,000	97,900	89,000	97,900	129,000	141,900	22,000	24,200	
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000				
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600				
		その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		1,600		1,900				
第1競技場 (中・昭和スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		6,400	7,040	6,400	7,040	6,400	7,040	9,500	10,450	1,600	1,760	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		12,800	14,080	12,800	14,080	12,800	14,080	19,000	20,900	3,200	3,520	
		その他の場合		32,000	35,200	32,000	35,200	32,000	35,200	47,500	52,250	8,000	8,800	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		64,000	70,400	64,000	70,400	64,000	70,400	95,000	104,500	16,000	17,600	
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000				
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600				
		その他スポーツ(280平方メートル以内につき)		1,100		1,100		1,100		1,300				
第2競技場 (枇杷島・緑・中村スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980	
		その他の場合		17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900	
	用2 す 分 の 場 1 合 を 専	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,750		1,750		1,750		2,600				
		その他の場合		8,750		8,750		8,750		13,000				

施設 区分			利 用 料 金 の 額											
			2時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金		
				9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)		
				平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	
第2競技場 (名東・中・昭和スポーツセンター)	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		3,500	3,850	3,500	3,850	3,500	3,850	5,200	5,720	900	990	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		7,000	7,700	7,000	7,700	7,000	7,700	10,400	11,440	1,800	1,980	
		その他の場合		17,500	19,250	17,500	19,250	17,500	19,250	26,000	28,600	4,500	4,950	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		35,000	38,500	35,000	38,500	35,000	38,500	52,000	57,200	9,000	9,900	
	一部を専用する場合	バレーボール(コート1面につき)		2,000		2,000		2,000		2,400				
		バドミントン(コート1面につき)		800		800		800		1,000				
		卓球(コート1面につき)		500		500		500		600				
		その他スポーツ(2分の1を専用する場合)		1,750		1,750		1,750		2,600				
軽運動室	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		1,600		1,600		1,600		1,900		400		
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		3,200		3,200		3,200		3,800		800		
		その他の場合		8,000		8,000		8,000		9,500		2,000		
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		16,000		16,000		16,000		19,000		4,000		
	一部を専用する	卓球(コート1面につき)		500		500		500		600				
		その他スポーツ(200平方メートル以内につき)		800		800		800		1,000				
プール			13,000											
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	32,500											
弓道練習場 (枇杷島・緑・中村スポーツセンター)				1,300		1,300		1,300		1,600		300		
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		2,600		2,600		2,600		3,200		600		
大会議室(枇杷島スポーツセンターに限る。)				1,500		1,500		1,500		1,700		300		
会議室(1室につき)				1,000		1,000		1,000		1,100		200		
軽運動室兼会議室(1室につき)(中スポーツセンターに限る。)				1,200		1,200		1,200		1,300		300		
備考														
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。														
2 軽運動室及び軽運動室兼会議室にあっては、管理上支障がないと認めたときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げる。)とする。														

別表第8 名古屋市枇杷島・緑・中村・名東・中・昭和スポーツセンター個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
第2競技場 (枇杷島・緑・中村スポーツセンター)	大人	200	11回分 2,000		
	小人	100	11回分 1,000		
プール(※)	大人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		
弓道練習場(※) (枇杷島・緑・中村スポーツセンター)	大人	200		1,600	12,800
	小人	100		800	6,400
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
備考 この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校(トレーニング室にあっては、中学校又はこれに準ずる学校)に在学する者をいう。 ※ プール、弓道練習場及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第9 名古屋市枇杷島・緑・中村・名東・中・昭和スポーツセンター附属設備

(単位:円)

附 属 設 備 名	単位	利 用 料 金 の 額	
拡声装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
電气得点表示装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、フットサル、カローリング	1式	1種目 1回	1,000
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1式		200
体操競技器具	1種目		1,000
卓球台	1台		200
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)	1式		1,000
空手マット	1面		1,000
バウンドテニスマット	1面		500
審判台(国際式)	1台		1,000
簡易フロアシート	平方メートル		3

備考

- 1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。
- 2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。
- 3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。
- 4 軽運動室及び軽運動室兼会議室の使用区分を1/2に区切って使用を許可する場合における拡声装置及び電气得点表示装置の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 5 卓球台の利用料金の額は、枇杷島スポーツセンター、緑スポーツセンター及び中村スポーツセンターにあっては第1競技場、名東スポーツセンター、中スポーツセンター及び昭和スポーツセンターにあっては第1競技場又は第2競技場において卓球台を使用する場合に適用する。

別表第10 名古屋市志段味スポーツランド専用使用施設(屋外施設)

(単位:円)

施設区分		利 用 料 金 の 額					
		1時間	2時間	午前	午後	午前午後	延長料金 (1時間につき)
				9時～ 12時30分	13時～ 16時30分	9時～ 16時30分	16時30分～ 日の入相当時刻
少年野球場				1,100	1,100	2,200	300
	入場料その他これに類するものを徴収する場合			2,200	2,200	4,400	600
庭球場 (1面につき)		500	1,000				
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	1,000	2,000				
備考							
1 少年野球場とは、15歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する15歳以上の者を含む。以下「少年」という。)が使用するものをいう。ただし、少年の使用を妨げない限度において、少年以外の者にも使用させることができる。							
2 必要に応じて、庭球場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。							

別表第11 名古屋市志段味スポーツランド専用使用施設(屋内施設)

(単位:円)

施設 区分			利 用 料 金 の 額										
			1時間	午前		午後1		午後2		夜間		延長料金	
				9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		(30分当たり)	
				平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等
競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,000	6,600	6,000	6,600	6,000	6,600	8,800	9,680	1,500	1,650	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	12,000	13,200	12,000	13,200	12,000	13,200	17,600	19,360	3,000	3,300	
		その他の場合	30,000	33,000	30,000	33,000	30,000	33,000	44,000	48,400	7,500	8,250	
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	60,000	66,000	60,000	66,000	60,000	66,000	88,000	96,800	15,000	16,500	
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)	2,000		2,000		2,000		2,400				
		バレーボール(コート1面につき)	2,000		2,000		2,000		2,400				
		テニス(コート1面につき)	2,000		2,000		2,000		2,400				
		バドミントン(コート1面につき)	300	800	800		800		900				
		インディアカ(コート1面につき)	300	800	800		800		900				
		卓球(コート1面につき)	200	500	500		500		600				
その他スポーツ(250平方メートル以内につき)		1,000		1,000		1,000		1,200					
会議室兼軽運動室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,200		1,200		1,200		1,300		300			
	その他の場合	6,000		6,000		6,000		6,500		1,500			
備考													
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。													
2 必要に応じて、競技場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。													
3 会議室兼軽運動室にあっては、管理上支障がないと認めたときは、使用区分を1/2に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。													

別表第12 名古屋市志段味スポーツランド個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使用区分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
トレーニング室(※)	大人	300	5回分 1,000	1,600	12,800
	小人	100	5回分 400	800	6,400
備考					
この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校又はこれに準ずる学校に在学する者をいう。					
※ 回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。					

別表第13 名古屋市志段味スポーツランド附属設備

(単位:円)

附 属 設 備 名	単位	利 用 料 金 の 額	
拡声装置	1式	午前	800
		午後1	800
		午後2	800
		夜間	800
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、インディアカ、カローリング	1式	1種目 1回	1,000
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1式		200
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)	1式		1,000
バウンドテニスマット	1面		500
簡易フローシート	平方メートル		3
備考			
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。			
2 この表中、「午前」は9時～12時、「午後1」は12時～15時、「午後2」は15時～18時、「夜間」は18時～21時の間の使用とする。			
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。			
4 会議室兼軽運動室の使用区分を1/2に区切って使用を許可する場合における拡声装置の利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。			

別表第14 名古屋市鳴海・香流橋・山田西・富田北プール

(1) 専用使用施設

(単位:円)

施設区分			利 用 料 金 の 額									
			2時間	午前		午後1		午後2		夜間		
				9時～12時		12時～15時		15時～18時		18時～21時		
体育室 (富田北 プールに限 る。)	す全 る面 場を 合専 用	アマチュアスポーツ又はレ クリエーションに使用する 場合		1,800		1,800		1,800		2,100		
		その他の場合		9,000		9,000		9,000		10,500		
	一 部 を 専 用 す る 場 合	バドミントン(コート1面に つき)		700		700		700		900		
		インディアカ(コート1面に つき)		700		700		700		900		
		卓球(コート1面につき)		450		450		450		500		
		その他スポーツ(250平方 メートル以内につき)		900		900		900		1,100		
屋内プール			13,000									
備考 入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2(屋内プールを使用する場合にあつては、2.5)を乗じて得た額とする。												

(2) 個人使用施設

(単位:円)

施設区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額			
		1回券	回数券	1ヶ月定期券	1年定期券
プール(※)	大 人	500	11回分 5,000	4,000	32,000
			25回分 10,000		
	小 人	200	11回分 2,000	2,000	16,000
			25回分 4,000		

備考

この表において、「大人」とは15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは中学校、小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

※ プール及びトレーニング室の回数券、定期券(1ヶ月・1年)については、当該施設に限り使用できる券を指す。

別表第15 名古屋市名城庭球場

(単位:円)

施設 区分	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額	
		2時間	1時間単位
テ ニ ス コ ー ト (1 面 に つ き)	観覧席付テニスコート	1,500	750
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	3,000	1,500
	観覧席付テニスコート(観覧席を利用しない場合)及びその他のテニスコート	1,000	500
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	2,000	1,000

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成30年 2 月28日懲戒処分に付した。

平成30年 2 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
千種区主事	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号